

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

Issue 668・2020/03/03～2020/03/09

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国务院办公厅关于进一步精简审批优化服务精准稳妥推进企业复工复产的通知..... 2
- 最高人民法院、中华全国总工会关于在部分地区开展劳动争议多元化解试点工作的意见..... 3
- 北京市人力资源和社会保障局等四部门关于做好新型冠状病毒肺炎疫情防控期间稳定劳动关系支持企业复工复产的实施意见.. 3
- 北京市医疗保障局、北京市财政局、北京市税务局关于阶段性减征职工基本医疗保险单位缴费的通知
北京市人力资源社会保障局、北京市财政局、北京市税务局关于做好北京市阶段性减免企业社会保险费工作的通知
北京市社会保险基金管理中心关于阶段性减免三项社会保险费和办理缓缴有关事项的通知..... 3
- 上海企业复工指南..... 4
- 上海市公积金管理中心关于本市妥善应对新冠肺炎疫情实施住房公积金阶段性支持政策的通知实施细则..... 4

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 審査許可手続きをさらに簡素化しサービスを最適化し、状況を的確に見極め企業の事業・生産再開を推し進めて行くことに関する国務院弁公庁による通知..... 2
- 一部の地区において労働争議の多様な解決制度を試行することに関する最高人民法院、中華全国総工会による意見..... 3
- 新型コロナウイルス肺炎感染拡大防止期間における安定した労働関係を維持し企業の事業・生産再開を後押しすることに関する北京市人的資源社会保障局等 4 部門による実施意見..... 3
- 従業員基本医療保険の企業負担額を段階的に減額することに関する北京市医療保障局、北京市財政局、北京市税務局による通知
北京市における企業の社会保険料の段階的減免に関する北京市人的資源社会保障局、北京市財政局、北京市税務局による通知
三項（基本養老保険、失業保険、労災保険）社会保険料の段階的な減免及び納付猶予手続きに関する北京市社会保険基金管理センターによる通知..... 3
- 上海企業事業再開の手引き..... 4
- 上海市において新型コロナウイルス肺炎感染拡大防止状況に適切に対応し住宅積立金に対する段階的支援政策を実施することに関する上海市積立金管理センターによる通知実施細則..... 4

- 江苏省人力资源社会保障厅、江苏省财政厅、江苏省税务局关于阶段性减免企业社会保险费的通知..... 4

二、里兆解读

- 《非居民纳税人享受协定待遇管理办法》的修订亮点..... 5

三、近期热点话题..... 8

一、最新中国法令

- 国务院办公厅关于进一步精简审批优化服务精准稳妥推进企业复工复产的通知

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2020〕6号

【发布日期】2020-03-04

【内容提要】该通知提出：

简化复工复产审批和条件
■ 各省级政府要按照分区分级原则，以县域为单位采取差异化防控和复工复产措施。 ■ 低风险地区不得采取审批、备案等方式延缓开工。 ■ 对于中、高风险两类地区，按照最少、必需原则分别制定公布全省统一的复工复产条件，对确有必要审批和证明事项实行清单管理。
优化复工复产办理流程
■ 全面实行企业复工复产申请“一口受理、并行办理”，原则上2个工作日内作出答复。有条件的地方可将复工复产审批制改为备案或告知承诺制。
纠正不合理的人物流管控措施
■ 劳动力输出地可对在省内连续居住14天以上、无可疑症状且不属于隔离观察对象（或已解除隔离观察）的人员出具健康证明。 ■ 输入地对持输出地（非疫情防控重点地区）健康证明、乘坐“点对点”特定交通工具到达的人员，可不再实施隔离观察。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-03/04/content_5486767.htm

- 企業の社会保険料負担額を段階的に減免することに関する江蘇省人的資源社会保障庁、江蘇省財政庁、江蘇省税務局による通知..... 4

二、里兆解説

- 「非居住者が享受する租税条約待遇管理弁法」の改正ポイント..... 5

三、トピックス..... 8

一、最新中国法令

- 審査許可手続きをさらに簡素化しサービスを最適化し、状況を的確に見極め企業の事業・生産再開を推し進めて行くことに関する国务院弁公庁による通知

【発布機関】国务院弁公庁

【発布番号】国弁発明電〔2020〕6号

【発布日】2020-03-04

【概要】本通知では以下の通り提言している。

事業・生産再開の審査許可及び条件を簡素化する
■ 各省级政府は各エリアにおける状況ごとに等級をつけるとの原則に従い、県域単位でそれぞれの状況に基づき感染拡大防止及び事業・生産再開のための措置を講じる。 ■ 低リスクの地区に対しては、審査許可、届出等により事業再開を遅らせてはならない。 ■ 中、高リスクの地区に対しては、必要最小限の原則にて省全域統一の事業・生産再開のための条件をそれぞれ制定・公布し、審査許可及び証明が確実に必要な事項に対してリスト管理を行う。
事業・生産再開手続きを最適化する
■ 事業・生産の再開申請に対して「一つの窓口で受理し、並行処理する」制度を全面的に実行し、2業務日以内に返答することを原則とする。条件の整っている地方では事業・生産再開の審査許可制から届出若しくは告知誓約制に変更することができるものとする。
人の移動及び物流に対する不合理な管理規制措置を是正する
■ 省内にて14日間以上居住し、感染が疑われる症状がなく、尚且つ隔離観察対象ではない（又は隔離観察がすでに解除されている）者に対して、労働力の送出地において健康証明を発行することができる。 ■ 労働力の送出地（感染拡大防止重点地区ではない）で発行された健康証明を持って、「ドア・ツー・ドア」措置により特定の交通機関を利用し到着した者は労働力の受入地において隔離観察を実施しなくてよいものとする。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-03/04/content_5486767.htm

● 最高人民法院、中华全国总工会关于在部分地区开展劳动争议多元化解试点工作的意见

【发布单位】最高人民法院、中华全国总工会
【发布文号】法〔2020〕55号
【发布日期】2020-03-04
【内容提要】在上海、广东等8省（自治区、直辖市），以及浙江省宁波市等3个市开展劳动争议多元化解试点工作。包括：

- 鼓励和引导争议双方当事人通过协商、调解、仲裁等非诉讼方式解决纠纷。
- 推动完善劳动争议调解组织机构，协调企业与劳动者妥善解决劳动争议。
- 探索建立劳动争议专职调解律师制度。
- 当事人申请法院确认调解协议效力的，法院应当依法办理。用人单位未按照调解协议约定支付拖欠的劳动报酬、工伤医疗费、经济补偿或者赔偿金的，劳动者可以依法申请先予执行或者支付令。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-221991.html>

● 北京市人力资源和社会保障局等四部门关于做好新型冠状病毒肺炎疫情防控期间稳定劳动关系支持企业复工复产的实施意见

【发布单位】北京市人力资源和社会保障局、北京市总工会、北京企业联合会/北京市企业家协会、北京市工商业联合会
【发布文号】京人社劳字〔2020〕23号
【发布日期】2020-02-19
【法令全文】请点击以下网址查看：

http://rsj.beijing.gov.cn/xxqk/tzgg/202002/t20200228_1672867.html

● 北京市医疗保障局、北京市财政局、北京市税务局关于阶段性减征职工基本医疗保险单位缴费的通知
北京市人力资源和社会保障局、北京市财政局、北京市税务局关于做好北京市阶段性减免企业社会保险费工作的通知
北京市社会保险基金管理中心关于阶段性减免三项社会保险费和办理缓缴有关事项的通知

● 一部の地区において労働争議の多様な解決制度を試行することに関する最高人民法院、中華全国総工会による意見

【発布機関】最高人民法院、中華全国総工会
【発布番号】法〔2020〕55号
【発布日】2020-03-04
【概要】上海、広東等8つの省（自治区、直辖市）、及び浙江省寧波市等3つの市において労働争議の多様な解決制度を試行する。具体的には以下のものが含まれる。

- 紛争の双方当事者が協議、調停、仲裁等訴訟以外の方式で紛争を解決しよう奨励し誘導する。
- 労働争議調停組織・機関を整備し、同機関が調整役となり企業と労働者が労働争議を適切に解決できるようにする。
- 労働争議調停専任弁護士制度の構築について検討する。
- 当事者が調停協議書の効力確認を裁判所に申立てた場合、裁判所は法に依拠し処理するものとする。雇用者が調停協議書の約定通りに未払いの労働報酬、労災医療費、経済補償金又は賠償金を支払わない場合、労働者は法に依拠し仮処分又は支払命令を申し立てることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-221991.html>

● 新型コロナウイルス肺炎感染拡大防止期間における安定した労働関係を維持し企業の事業・生産再開を後押しすることに関する北京市人的資源社会保障局等4部門による実施意見

【発布機関】北京市人的資源社会保障局、北京市总工会、北京企業聯合会/北京市企業家協會、北京市工商業聯合会
【発布番号】京人社劳字〔2020〕23号
【発布日】2020-02-19
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://rsj.beijing.gov.cn/xxqk/tzgg/202002/t20200228_1672867.html

● 従業員基本医療保険の企業負担額を段階的に減額することに関する北京市医療保障局、北京市财政局、北京市税務局による通知
北京市における企業の社会保険料の段階的減免に関する北京市人的資源社会保障局、北京市财政局、北京市税務局による通知
三項（基本養老保険、失業保険、労災保険）社会保険料の段階的な減免及び納付猶予手続きに関する北京市社会保険基金管理中心による通知

【发布单位】北京市人力资源社会保障局、北京市医疗保障局、北京市财政局、北京市税务局、北京市社会保险基金管理中心
【发布文号】京医保发〔2020〕11号、京人社养字〔2020〕29号、京社保发〔2020〕2号
【发布日期】2020-03
【法令全文】请点击以下网址查看：
关于阶段性减征职工基本医疗保险单位缴费的通知
http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefaqu/202003/t20200305_1680784.html
关于做好北京市阶段性减免企业社会保险费工作的通知
<http://www.beijing.gov.cn/...>
关于阶段性减免三项社会保险费和办理缓缴有关事项的通知
<http://www.beijing.gov.cn/...>

● 上海企业复工指南

【发布单位】上海市经济和信息化委员会
【发布日期】2020-03-05
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.sheitc.sh.gov.cn/zxxx/685163.htm>

● 上海市公积金管理中心关于本市妥善应对新冠肺炎疫情实施住房公积金阶段性支持政策的通知实施细则

【发布单位】上海市公积金管理中心
【发布日期】2020-03-03
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw32419/nw48614/nw48615/u21aw1431370.html>

● 江苏省人力资源社会保障厅、江苏省财政厅、江苏省税务局关于阶段性减免企业社会保险费的通知

【发布单位】江苏省人力资源社会保障厅、江苏省财政厅、江苏省税务局
【发布文号】苏人社〔2020〕7号
【发布日期】2020-03-03
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://jsrlzyshbz.jiangsu.gov.cn/art/2020/3/3/art_57242_5597.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【発布機関】北京市人的資源社会保障局、北京市医療保障局、北京市財政局、北京市税務局、北京市社会保険基金管理センター
【発布番号】京医保発〔2020〕11号、京人社養字〔2020〕29号、京社保発〔2020〕2号
【発布日】2020-03
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
従業員基本医療保険の企業負担額を段階的に減額することに関する通知
http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefaqu/202003/t20200305_1680784.html
北京市における企業の社会保険料の段階的な減免に関する通知
<http://www.beijing.gov.cn/...>
三項（基本養老保険、失業保険、労災保険）社会保険料の段階的な減免及び納付猶予手続きに関する通知
<http://www.beijing.gov.cn/...>

● 上海企業事業再開の手引き

【発布機関】上海市経済情報化委員会
【発布日】2020-03-05
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.sheitc.sh.gov.cn/zxxx/685163.htm>

● 上海市において新型コロナウイルス肺炎感染拡大防止状況に適切に対応し住宅積立金に対する段階的支援政策を実施することに関する上海市積立金管理センターによる通知実施細則

【発布機関】上海市積立金管理センター
【発布日】2020-03-03
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw32419/nw48614/nw48615/u21aw1431370.html>

● 企業の社会保険料負担額を段階的に減免することに関する江蘇省人的資源社会保障庁、江蘇省财政厅、江蘇省税務局による通知

【発布機関】江蘇省人的資源社会保障庁、江蘇省财政厅、江蘇省税務局
【発布番号】蘇人社〔2020〕7号
【発布日】2020-03
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://jsrlzyshbz.jiangsu.gov.cn/art/2020/3/3/art_57242_5597.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解读

● 《非居民纳税人享受协定待遇管理办法》的修订亮点

2019 年 10 月 14 日，国家税务总局发布第 35 号公告《非居民纳税人享受协定待遇管理办法》（简称“35 号公告”）。本次立法的修订，是深化“放管服”改革的大环境之下，中国税收征管制度的又一次全新尝试。就其修订的亮点，我们作出如下解读。

■ 非居民纳税人定义的调整

相较于 2015 年国家税务总局发布的第 60 号公告《非居民纳税人享受税收协定待遇管理办法》（简称“60 号公告”），35 号公告首先对非居民纳税人的定义进行调整：

- 60 号公告中的非居民纳税人是指，按国内税收法律规定或税收协定不属于中国税收居民的纳税人（含非居民企业和非居民个人）。
- 35 号公告中的非居民纳税人是指，按照税收协定居民条款规定应为缔约对方税收居民的纳税人。

通过对比可以发现，这两种定义模式所指向的内容是一致的，但 35 号公告通过肯定的方式，对非居民纳税人的主体定位更为准确，也更加贴合本办法出台的立法本意——享受协定待遇的主体本身即为缔约对方的税收居民。此时可能包括两类主体，一类是仅为缔约对方税收居民的纳税人，另外一类是缔约对方税收居民同时按中国税收法律规定为中国税收居民，但按照税收协定居民条款规定应为缔约对方税收居民的纳税人。

关于协定待遇的享受，以个人所得税为例，假设一日本公民 A，其于 2019 年 01 月来中国任职（非高管职位），根据合同约定，其工资由中国境内公司与境外日本公司共同支付，A 在中国境内工作至 2019 年 05 月底，并于 06 月初回国。如不考虑税收协定的影响，由于 2019 年 A 在中国境内居住累计超过 90 天但不满 183 天，因此应以 A 来源于中国境内的所得（包括境外公司支付的部分）征税。但由于中日税收协定中对非独立个人劳务（受雇所得）的规定，对于 A 在中国境内工作期间，由境外日本公司支付的工资部分应享受“免税”待遇（该工资也不是日本公司在中国境内的常设机构或固定场所负担），此时 A 有权享受更加优惠的协定待遇。

二、里兆解説

● 「非居住者が享受する租税条約待遇管理弁法」の改正ポイント

2019 年 10 月 14 日、国家税務総局が第 35 号公告「非居住者が享受する租税条約待遇管理弁法」（以下「35 号公告」という）を公布した。今回の立法上の改正は、「行政の簡素化と権限委譲、規制緩和と管理強化の両立、行政サービスの最適化」改革が推進される中での中国税收徴収管理制度に対する新たな試みであり、その改正ポイントを以下に読み解く。

■ 非居住者という定義の調整

2015 年国家税務総局が公布した第 60 号公告「非居住者が享受する租税条約待遇管理弁法」（以下「60 号公告」という）と比べ、35 号公告は、まず非居住者である納税者（以下「非居住者」という）の定義を調整している。

- 60 号公告における非居住者とは、中国国内税法規定又は租税条約に基づき、中国税收居住者に該当しない納税者をいう（非居住者企業及び非居住者個人を含む）。
- 35 号公告における非居住者とは、租税条約における居住者条項の定めに従い、締約相手国の税收居住者に該当すべき納税者をいう。

両者を比較すると、この 2 つの定義が指し示す内容は一致しているが、35 号公告は肯定的な方式により、非居住者の主体の位置づけをさらに正確にし、本弁法の立法意思により適っており、つまり、租税条約待遇を享受する主体は締約相手国の税收居住者に該当するとしていることがわかる。この場合、2 種類の主体が含まれる可能性がある。一つは締約相手国の税收居住者のみに該当する納税者であり、もう一つは締約相手国の税收居住者であると同時に、中国税法規定においては中国税收居住者に該当するが、租税条約における居住者条項のもとでは締約相手国の税收居住者に該当する納税者である。

租税条約待遇の享受に関しては、個人所得税を例にとると、仮に、ある日本の公民 A が 2019 年 1 月に中国へ赴任し（高級管理職ではない）ある職位に就き、契約の約定によると、その給与は中国国内の会社と海外にある日本会社が共に支払うとされており、A が中国国内で 2019 年 5 月末まで勤務し、6 月の頭に帰国すると定めていたケースがあったとする。もし租税条約による影響を考えない場合、2019 年において A の中国国内での居住期間は累計 90 日超 183 日未満のため、A の中国国内を源泉地とする所得（海外の会社から支払われる部分を含む）について税金を徴収しなければならない。しかしながら、日中租税条約の非独立個人役務（雇用所得）についての規定によると、A が中国国内で勤務した期間において、海外の日本会社から支払われる給与部分については「免税」待遇を受けることになり（また、当該給与は日本の会社が中国国内に設立した恒久的施設又

は固定場所にて負担したものではないため)、この場合、A はさらに有利な租税条約待遇を享受することができる。

■ 享受协定待遇资料由申报时报送改为留存备查

非居民纳税人享受协定待遇资料由申报时报送改为留存备查,是 35 号公告修改的最大亮点。只要非居民纳税人自行判断符合享受协定待遇的条件,其不论是自行申报还是通过扣缴义务人进行申报,主要的相关资料将免于向税务机关提交。此前 60 号公告已经对非居民纳税人申报享受协定待遇时需提供的资料进行了简化,但材料的报送仍然无法避免,此次修订将为非居民纳税人享受协定待遇提供更方便、快捷的操作,将大大减轻非居民纳税人的办税负担,不过也因此对非居民纳税人充分了解享受税收协定待遇的要求和条件有了更高的要求。

■ 大幅度简化非居民纳税人应填报的报表

结合前述,除了主要的申报资料免于向税务机关提交外,35 号公告大幅简化了非居民纳税人申报时需填写的报表。相较于 60 号公告对企业和个人区分适用不同的报表,以及报表中所需填写的详尽信息,35 号公告仅要求非居民纳税人填写 1 张《非居民纳税人享受协定待遇信息报告表》(简称“《信息报告表》”),且填报内容进一步简化,只需填报纳税人的名称、在中国的纳税人识别号、享受协定名称和适用协定条款名称等一般性信息并作出声明即可,并未包含享受税收协定待遇条件的具体内容。

■ 非居民纳税人和扣缴义务人的责任更加明晰

35 号公告进一步厘清了非居民纳税人和扣缴义务人的责任。

非居民纳税人自行判断是否符合享受协定待遇条件,符合条件且需要享受协定待遇的,主动向扣缴义务人提交报表要求享受协定待遇。值得注意的是,如果非居民纳税人判断有误,不符合协定待遇条件而享受了协定待遇且未缴或少缴税款的,应承担相应法律责任。

扣缴义务人应在收到报表后确认非居民纳税人填报信息完整,然后按照非居民纳税人要求享受的协定待遇进行扣缴申报。值得注意的是,如果扣缴

■ 租税条約待遇を享受するための書類の扱いが、申告時の提出から、検査に備えた保存へと切り替わった

非居住者が租税条約待遇を享受するための書類の扱いが、申告時の提出から、検査に備えた保存へと切り替わったことは、35 号公告の改正における最も大きなポイントである。非居住者が租税条約待遇の享受条件を満たすと自ら判断した場合、自主申告又は源泉徴収義務者による申告のいずれの場合でも、主要な関連書類を税務機関へ提出しなくともよいとされている。これまでに 60 号公告では、非居住者が租税条約待遇の享受を申告する際の要提出書類を簡素化してきたが、書類だけはやはり提出しなければならないとされていた。今回の改正により、非居住者が租税条約待遇をさらに享受しやすくなり、手続きをさらに迅速に行うことができ、非居住者による税務手続きの負担が大幅に軽減された。ただし、このことから、非居住者は租税条約待遇を享受できる要求と条件を十分に把握しておかなければならなくなった。

■ 非居住者が記入すべき報告表が大幅に簡素化された

前述を踏まえ、主な申告書類の税務機関への提出が免除されたほかに、35 号公告では非居住者が申告時に記入しなければならない報告表が大幅に簡素化された。60 号公告では企業と個人を分けてそれぞれ異なる報告表を適用し、且つ報告表に詳細な情報を記入しなければならなかったのと比べ、35 号公告では非居住者に対して、「非居住者の享受する租税条約待遇情報報告表」(以下「『情報報告表』」)というを 1 枚記入するよう求めているだけであり、記入する内容もさらに簡素化され、納税者の名称、中国での納税者識別コード、享受する租税条約の名称及び適用条約の条項名称等の一般的情報を記入し、表明するだけでよく、享受する租税条約待遇条件の具体的内容はこれには含まれない。

■ 非居住者と源泉徴収義務者の責任はより明確化に

35 号公告は、非居住者と源泉徴収義務者のそれぞれの責任をさらに明確にした。

非居住者は自身が租税条約待遇を享受できる条件を満たしているかどうかを自ら判断し、条件を満たしており且つ租税条約待遇を享受する必要がある場合は、源泉徴収義務者に対し、自主的に報告表を提出し、租税条約待遇の享受を求めることになる。なお、もしも非居住者の判断に誤りがあり、租税条約待遇条件を満たしていない非居住者が租税条約待遇を享受し、納税を行わず又は納付が少なかった場合には、相応の法的責任を負わなければならない。

源泉徴収義務者は報告表を受領した後、非居住者の記入した情報に漏れがないかどうかを確認した後、非居住者が享受を求める租税条約待遇に基づき源泉徴

义务人未按规定扣缴申报，或者未按税务机关的要求提供相关资料，发生不符合享受协定待遇条件的非居民纳税人享受协定待遇且未缴或少缴税款情形的，扣缴义务人应承担相应法律责任。

■ 其他方面

（1）税务机关的后续管理

资料申报改为留存备查的方式，要求税务机关对非居民纳税人享受协定待遇的后续监管方面进一步加强。例如，35号公告指出，税务机关在后续管理时可要求非居民纳税人限期提供留存备查资料，并且对非居民纳税人是否符合享受协定待遇的情形进行判断，视具体情形追究非居民纳税人或扣缴义务人的责任。

（2）主要目的测试条款

35号公告中增加了主要目的测试条款，即，虽然符合税收协定规定的优惠条件，但是如果在考虑了所有相关事实与情况后，可以合理地认定就某项所得获取本协定某项优惠是直接或间接产生该优惠的安排或交易的主要目的之一，则不应对该项所得给予该优惠，除非能够证明在此种情形下给予该优惠符合本协定相关规定的宗旨和目的。

（3）受益所有人身份资料的留存

在35号公告规定留存备查的资料中，以及《信息报告表》中，均对享受股息、利息、特许权使用费条款协定待遇的情形作出了单独列明。关于受益所有人的政策，在《国家税务总局关于税收协定中“受益所有人”有关问题的公告》（国家税务总局公告2018年第9号）中有明确的规定（此处不再详述），非居民纳税人符合相应情形的，应注意留存相关资料。

总体而言，35号公告的发布，有利于帮助非居民纳税人更好地享受税收协定待遇，减轻纳税负担。前期申报的快速、便捷性也要求非居民纳税人对资料的真实性、准确性和合法性给予更高的关注。35号公告已于2020年01月01日起施行，关于该公告的实践运用和具体效果，我们也会持续予以关注。我们也建议，在国内短期工作的外籍员工以及外国企业，应结合实际交易情况，客观判断自身是否符合享受税收协定待遇的条件，而国内的扣缴义务人也应对相关非居民纳税人提供一定的协助。

（里兆律师事务所 2020 年 03 月 06 日编写）

收し、申告しなければならない。なお、源泉徴収義務者が規定通りに源泉徴収及び申告を行っておらず、又は税務機関の要求通りに係る資料を提出していなかった場合、租税条約待遇条件を満たしていない非居住者が租税条約待遇を享受し、且つ納税を行わず又は納付が少なかったとき、源泉徴収義務者は相応の法的責任を負わなければならない。

■ その他の方面について

（1）税務機関における今後の管理

書類を提出しての申告方式から、検査に備えた保存という方式へと切り替わったことで、税務機関としては、非居住者が租税条約待遇を享受した後の監督管理をさらに強化しなければならない。例えば、35号公告によると、税務機関はその後の管理において非居住民に対し、検査に備え保存している書類を期限付きで提出するよう求め、且つ非居住者が条約待遇を享受する状況に合致するかどうかを判断し、具体的な状況に応じて、非居住者又は源泉徴収義務者の責任を追及することができる。とされている。

（2）主要目的テスト条項

35号公告では主要目的テスト条項が追加された。つまり、租税条約に定める優遇条件を満たしていたとしても、関係するすべての事実と状況を考えた場合、ある所得が本条約のある優遇を享受することを主要目的とする手配又は取引から直接若しくは間接的に生ずるものであると合理的に認定することができる場合にはその優遇の供与を認めない、というものである。但し、その優遇の供与が本条約の係る規定に定める趣旨及び目的に合致することを証明できる場合はこの限りではない。

（3）受益所有者の本人証明書類の保存

35号公告において検査に備えて保存が必要と定めている書類の中では、さらには「情報報告表」の中では、配当金、利息、ロイヤリティに関する条項に関し、租税条約に基づく待遇を受けることのできる状況をいずれも個別に明記している。受益所有者に関する政策については、「租税条約における『受益所有者』関係事項に関する国家税務総局による公告」（国家税務総局公告2018年第9号）によると、非居住者は係る状況に該当する場合、係る書類の保存に注意を払わなければならないと明確に規定している（ここでは詳述を割愛する）。

総じていえば、35号公告の公布は、非居住者が租税条約待遇をよりよく享受し、税負担を軽減するうえで有利である。前期段階における申告が迅速且つ俊敏に行われる分、非居住者も書類の真実性、正確性、適法性についてより一層の注意を払わなければならない。35号公告は2020年1月1日からすでに施行されており、当該公告の実務運用及び具体的な効果についても引き続き注目していきたい。また、中国国内で短期間就労する外国籍従業員及び外国企業は、実際の取引状況に応じて、自身が租税条約待遇を享受できる条件を満たしているかどうかを客観的に判断する必要があり、中国国内の源泉徴収義務者も係る非居住者に対して一定の協力を提供してあげるのが望ましい。

（里兆法律事務所が2020年3月6日付で作成）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 疫情下不可抗力的适用
- 疫情对企业复工、人事管理等方面的影响

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 感染症発生状況下における不可抗力の適用
- 感染症発生による企業の事業再開、人事管理等面に対する影響